

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成十六年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 不健全な図書類等の販売等の規制（第十五条―第三十条）」を

「第三章 不健全な図書類等の販売等の規制（第十五条―第三十条の二）

第三章の二 携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置（第三十条の三―

第三十条の八）」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

2 条例第八条第一項第二号の東京都規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 性交又は性交類似行為（以下「性交等」という。）のうち次に掲げる行為を、当該行為が社会的に是認されているものであるかのように描写し若しくは表現し、又は当該行為の場面を、みだりに、著しく詳細に若しくは過度に反復して描写し若しくは表現することにより、閲覧し、又は観覧する青少年の当該行為に対する抵抗感を著しく減ずるものであること。

イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六條から第七十八條の二まで、  
第八十一條又は第二百四十一條の規定の違反行為

ロ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四條の規定の違反行為

ハ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四條第一項第六号の規定に違反する行為

ニ 条例第十八條の六の規定に違反する行為

二 近親者間（民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百三十四條から第七百三十六條までの規定により、婚姻をすることができない者の間をいう。）における性交等を、当該性交等が社会的に是認されているものであるかのように描写し若しくは表現し、又は当該性交等の場面を、みだりに、著しく詳細に若しくは過度に反復して描写し若しくは表現することにより、閲覧し、又は観覧する青少年の当該性交等に対する抵抗感を著しく減ずるものであること。

三 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に前二号に掲げる性交等に該当する行為を擬似的に体験させるものであること。

第十六条中「第八条第一項第二号」を「第八条第一項第三号」に改める。

第十七条中「第八条第一項第三号」を「第八条第一項第四号」に改める。

第二十条第二項中「第九条の三第二項」を「第九条の三第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第九条の三第二項の規定による勧告は、勧告書（別記第一号様式の二）を交付して行うものとする。

第二十条の次に次の二条を加える。

（図書類発行業者の公表）

第二十条の二 条例第九条の三第三項の規定による公表は、次に掲げる事項を広く都民に周知する方法により行うものとする。

一 図書類発行業者の氏名又は名称及び住所

二 勧告の内容

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（図書類発行業者の意見陳述の機会の付与）

第二十条の三 条例第九条の三第四項の意見を述べ、証拠を提示する機会（以下「意見陳述の機会」という。）におけるその方法は、知事が口頭であることを認めた場合を

除き、意見及び証拠を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。

2 知事は、条例第九条の三第二項の規定による勧告を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、当該勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

一 公表しようとする内容

二 公表の根拠となる条例等の条項

三 公表の原因となる事実

四 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

3 前項の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

4 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

5 知事は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

6 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに知事に提出しなければならない。

7 知事は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は出頭すべき日時に口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第九条の三第三項の規定による公表をすることができる。

第二十九条に次の一項を加える。

2 条例第十八条の七の二第七項に規定する調査を行う際に知事が指定した知事部局の職員が携帯し、関係者に提示する証票の様式は、別記第十一号様式の二とする。

第三章中第三十条の次に次の一条を加える。

（青少年を性欲の対象として扱う図書類等の基準）

第三十条の二 条例第十八条の六の三第三項の東京都規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 衣服の一部を着けず、又は水着若しくは下着（以下「水着等」という。）のみを着けた状態（これらと同等とみなされる状態を含む。以下同じ。）にある青少年のう

ち十三歳未満の者の性器、肛門若しくは乳首（以下「性器等」という。）若しくはその周辺部（陰部、臀部及び乳房をいう。以下同じ。）を殊更に強調し、又はその衣服若しくは水着等の上から認識できるように性器等若しくはその周辺部の形状を殊更に浮き立たせた姿態を視覚的に描写したものであること。

二 飲食物その他の物品を用いること等により、衣服の一部を着けず、又は水着等のみを着けた状態にある青少年のうち十三歳未満の者を相手方とする又は当該青少年による性交等を容易に連想させる姿態を視覚的に描写したものであること。

三 衣服の一部を着けず、若しくは水着等のみを着けた状態にある青少年のうち十三歳未満の者の性器等若しくはその周辺部を他人が触り（その衣服又は水着等の上から触る場合を含む。）、又は衣服の一部を着けず、若しくは水着等のみを着けた状態にある青少年のうち十三歳未満の者が他人の性器等若しくはその周辺部を触る（当該他人の衣服又は水着等の上から触る場合を含む。）姿態を視覚的に描写したものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、衣服の全部若しくは一部を着けず、又は水着等のみを着けた状態にある青少年のうち十三歳未満の者の姿態を視覚的に描写したものであつて、その描写がこれらの基準に該当するものと同程度に扇情的なものであるこ

と。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置

(保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない申出をする際に提出する書面の記載事項)

第三十条の三 条例第十八条の七の二第一項の規定による書面の提出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 条例第十八条の七の二第一項の規定により書面を提出する保護者の住所、氏名及び電話番号

二 条例第十八条の七の二第一項の契約に係る携帯電話端末等の電話番号

三 次項各号の正当な理由

2 条例第十八条の七の二第一項の東京都規則で定める正当な理由は、次の各号に定めるものとする。

一 携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第二条第七項に規定する携帯電話インターネ

ット接続役務をいう。以下同じ。)の提供を受ける青少年が就労している場合において、青少年有害情報フィルタリングサービス(同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

二 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

三 保護者が、携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により、青少年がインターネット上の青少年有害情報(同条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を閲覧することがないように適切に監督すること。

#### 四 前三号に準ずる正当な理由

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者が説明すべき事項)

第三十条の四 条例第十八条の七の二第二項の東京都規則で定める事項は、次に掲げる

事項とする。

一 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年がインターネット上の青少年有害情報を閲覧する機会が生じること。

二 インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。

三 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの内容

四 保護者がインターネットの利用状況に関する事項を閲覧することを可能とする役務その他の青少年がインターネット上の青少年有害情報を閲覧することがないよう保護者が適切に監督するために有益な役務であって当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することが可能なものの内容

五 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、条例第十八条の七の二第一項に規定する正当な理由その他の事項を記載した書面を提出する義務があること。

（保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない申出をする際に提出する書面の保存方法）

第三十条の五 条例第十八条の七の二第三項の規定による書面による記録及び保存は、同条第一項の書面の保存をもってこれに代えることができる。

2 条例第十八条の七の二第三項の規定による書面又は電磁的方法による記録の保存の期間は、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない同条第一項に規定する契約が終了し若しくは解除された日又は当該契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間とする。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者に係る勧告の方法）

第三十条の六 条例第十八条の七の二第四項の規定による勧告は、勧告書（別記第十三号様式）を交付して行うものとする。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の公表）

第三十条の七 第二十条の二の規定は、条例第十八条の七の二第五項の規定による公表について準用する。この場合において、第二十条の二第一号中「図書類発行業者」とあるのは「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」と読み替える。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の意見陳述の機会の付与）

第三十条の八 第二十条の三の規定は、条例第十八条の七の二第六項の意見陳述の機会におけるその方法について準用する。この場合において、第二十条の三第二項中「第

九条の三第二項」とあるのは「第十八条の七の二第四項」と、同条第七項中「第九条の三第三項」とあるのは「第十八条の七の二第五項」と読み替える。

別記第一号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第20条関係）

第 年 月 日 号

被勧告者住所氏名

あて

東京都知事

印

勧 告 書

下記図書類は、東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項第 号の規定に基づき、その内容が青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類として指定を受けました。

については、同条例第9条の3第1項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

- 1 図書類名（雑誌コード又はISBNコード）
- 2 図書類発行業者の氏名又は名称及び住所
- 3 指定の状況
- 4 勧告内容（とるべき措置）

別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

第 年 月 日 号

被勧告者住所氏名

あて

東京都知事



勧 告 書

下記図書類は、東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項第 号の規定に基づき、その内容が青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類として指定を受けました。

これにより、 貴 において発行する図書類については、 年 月 日から 年 月 日までの間に同条例第8条第1項第1号又は第2号の規定による指定を受けた回数が6回に達しました。

については、同条例第9条の3第2項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

- 1 今回指定を行った図書類名（雑誌コード又はISBNコード）
- 2 図書類発行業者の氏名又は名称及び住所
- 3 指定の状況
- 4 勧告内容（とるべき措置）

別記第二号様式中「第9条の3第2項」を「第9条の3第5項」に改める。

別記第三号様式中「第9条の3第2項」を「第9条の3第5項」に、「(雑誌コード)」を「(雑誌コード又はISBNコード)」に改める。

別記第十一号様式の次に次の一様式を加える。

(表)

第 号	立入調査証
写 真	所 属 職 名 氏 名 生年月日

上記の者は、東京都青少年の健全な育成に関する条例第18条の7の2第7項の規定により、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の営業又は事業の場所に立ち入り、調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる者であることを証します。

年 月 日

東京都知事 印

(有効期間1年)

(裏)

東京都青少年の健全な育成に関する条例 (抜粋)

(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)

第18条の7の2 (略)

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項に規定する契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、青少年有害情報フィルタリングサービスの内容その他の東京都規則で定める事項を説明するとともに、当該事項を記載した説明書を交付しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を締結したときは、当該契約に係る同項の書面に記載された正当な理由その他の事項を、東京都規則で定めるところにより、書面又は電磁的方法により記録し、保存しなければならない。

4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が第2項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

6 (略)

7 知事が指定した知事部局の職員は、第2項から第5項までの規定の施行に必要な限度において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者の営業又は事業の場所に営業時間内において立ち入り、調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

大きさ 縦6センチメートル  
横9センチメートル

別記第十二号様式の次に次の一様式を加える。

第 年 月 日 号

被勧告者住所氏名

あて

東京都知事



勧 告 書

貴 における携帯電話インターネット接続業務に係る契約の締結に当たって、東京都青少年の健全な育成に関する条例第18条の7の2第 項の規定が遵守されていないと認められるので、同条例第18条の7の2第4項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

1 勧告内容（とるべき措置）

## 附 則

1 この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、第二十条の次に二条を加える改正規定、第三十条の次に一条を加える改正規定、別記第一号様式の次に一式を加える改正規定並びに別記第二号様式及び第三号様式の改正規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 平成二十三年四月一日から同年六月三十日までの間、別記第一号様式の二中「第八条第一項第一号又は第二号」とあるのは、「第八条第一項第一号」とする。